

## 福島県 広野町

### (基本方針)

広野町は、平成24年3月1日には役場機能を本来の庁舎に戻して業務を再開し、平成24年3月31日には町長発令の避難指示を解除して、いち早く公共インフラの復旧や町内の除染作業等の町民の帰還に向けた生活環境整備に努めた結果、道路、水道、下水道等のインフラは応急復旧済みであり、今後は、国や県による海岸堤防や河川対策と連携し津波被災地を整備する。

更に、平成24年3月1日に策定した町の「復興計画（第一次）」に基づき、復興に向けた新たな町づくりのシンボル事業に取り組むとともに、商業施設や医療機関等の整備に努め、農業の再生を図り、災害公営住宅の早期完成を目指すなど、町民帰還促進のための生活環境の整備に努める。

## 1. 海岸対策

### ① 海岸の状況

町内の地区海岸数 . . . . . 7 地区海岸  
うち海岸保全施設が被災した地区海岸数 . . . 5 地区海岸  
うち応急対策を実施した地区海岸数 . . . . 1 地区海岸  
うち本復旧を実施する地区海岸数 . . . . . 5 地区海岸

### ② 堤防高

平成 23 年 10 月 8 日に堤防高を公表※。

広野海岸 : T.P. +8.7m (対象 : 津波)

※公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して、堤防の構造を決定する。

### ③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成 23 年 11 月までに策定済み。本復旧工事については、平成 24 年 1 月に工事に着手し、本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め平成 27 年度末までの完成を目指す。

### ④ 平成 24 年度における成果

本格復旧に向けて、他事業との調整を進めながら詳細設計を実施。

1 地区海岸について復旧工事に着手。

### ⑤ 平成 25 年度における成果目標

2 地区海岸について本復旧工事に着手し、着工済みの地区海岸のうち 1 地区海岸の本復旧工事完了を目指す。

## 2. 河川対策

### 【県管理河川】

県管理河川 2 級水系北迫川水系など、3 水系 3 河川 5 箇所での災害復旧工事を予定。平成 27 年度末までの完成を目指す。

### 3. 下水道

- ① 下水管渠 44 箇所中 41 箇所については、平成 24 年 1 月から復旧に着手し、平成 24 年度中に完了。残り 3 箇所については、平成 24 年度に設計に着手、平成 25 年度に設計完了予定。平成 26 年度に工事着手予定。県河川災害復旧事業との計画調整が必要。
- ② 河川横断する管渠は、水管橋が流出し仮設水管橋で対応中。平成 24 年度から設計に着手し、平成 25 年度に設計完了予定。平成 26 年度より工事着手予定。県河川災害復旧事業と計画調整が必要。

### 4. 道路

#### **【町管理道路】**

- ① 町道については、11 路線が被災し 8 路線が平成 24 年度中に復旧済。
- ② 津波被災 3 路線（築地～新町線、北釜線、久保田 1 号線）のうち、2 路線（築地～新町線、北釜線）については、県河川災害復旧事業において整備予定。また残り 1 路線（久保田 1 号線）については、復興交付金事業で整備することとし、平成 25 年 8 月に工事着手。  
浅見川の日の出橋については、県において橋梁下部工を整備予定。下部工が完了後、平成 26 年度に、町において橋梁上部工を整備予定。

### 5. 防災緑地の整備（浅見川～北迫川間）

- ① 復興の予定  
平成 24～25 年に復興する施設の計画を策定。  
本復興工事については、まちづくりや産業活動に支障が生じないように、計画的に復旧を進め、平成 27 年度の完了を目指す。
- ② 平成 24 年度における成果  
復興に向けて、他事業との調整を進めながら詳細設計を実施。
- ③ 平成 25 年度の成果目標  
詳細設計を完了し、用地買収を行い、工事着工。

## 6. 農地・農業用施設

- ① 農地については、折木地区復旧工事に平成24年11月から工事に着手し、平成25年中に完了予定。また、津波被災農地の浅見北地区、浅見南地区については、平成25年度中に設計完了予定であり、平成26年度に工事完了予定。  
※農地災害復旧浅見北地区、浅見南地区においては県の河川災害復旧事業（北迫川、浅見川）及び復興事業との計画調整が必要。  
※農地災害復旧折木地区においては、県の河川改修事業（折木川）との計画調整が必要。
- ② 農業用水利施設  
平成24年度に3地区中1地区の工事着手。平成25年度は残り2地区の設計を完了させ、平成26年度に工事完了予定
- ③ 農道  
平成24年度に3地区中1地区の工事着手。平成25年度は残り2地区の設計を完了させ、平成26年度に工事完了予定

## 7. 復興まちづくり

### 1) 住宅

下浅見川応急仮設住宅、下北迫応急仮設住宅は平成24年3月に完成。平成24年5月下旬より入居開始。

災害公営住宅は48戸（集合型38戸、戸建10戸）建設予定があり、早期完成を目指し、造成工事及び住宅建築工事に着手。平成26年9月末に完成予定。

また、追加26戸について検討中であり、平成26年度着手を目指す。

### 2) 文教施設

広野町公民館、広野幼稚園、広野保育所、広野児童館、広野小学校、広野中学校、共同調理場は除染作業が完了している。

広野町公民館は、平成24年3月から再開済み。平成24年12月から災害復旧工事を開始し、平成25年3月で工事完了。

広野小学校、広野中学校、広野幼稚園、共同調理場については、災害復旧事業は終了しており、平成24年8月27日から再開済み。

## 8. 除染

(市町村計画)

すでに策定された広野町除染実施計画（法定計画）に基づき、町内全域にて27年度末までに、文教施設、公共施設、日常生活環境、農地・森林（生活圏）の除染を終了する。

## 9. 災害廃棄物処理（可燃物の焼却及び最終処分は国代行処理）

- ① 災害廃棄物発生状況
  - ・ 災害廃棄物発生量：5万5千t
  - ・ 町にて災害廃棄物仮置場を設置し、未解体の建物がれき以外は概ね仮置場へ搬入済み。
- ② 事業実施予定
  - ・ 仮設減容化施設の建設
  - ・ 可燃物の減容化処理
- ③ 平成24年度における成果
  - ・ 災害廃棄物発生状況の現地調査を実施。
  - ・ 国代行事業内容について、町と調整を実施。
  - ・ 町から国に正式な代行要請済み（平成25年1月23日）。
  - ・ 国から町に対し実施通知（平成25年2月1日）
- ④ 平成25年度の成果目標
  - ・ 仮設減容化施設用地の調査・測量
  - ・ 仮設減容化施設用地の造成

国の代行処理については、平成25年10月頃から現地での伐採、造成工事に着手する予定。

インフラ復旧の工程表(広野町)

平成25年9月時点

→ 工程が見込めるもの      ●.....→ 工程が現時点で見込みにくいもの

	整備主体	被災/稼働状況	H24年度に実施したこと(成果)	H25年度に実施すること(目標)	H25年度				H26年度				H27年度				H28年度以降	備考・ポイントなど
					4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
<b>海岸</b>																		
海岸災害復旧事業(5地区)	県	堤防崩壊	1地区海岸の工事着手	既発注地区海岸の工事促進 2地区海岸の工事着手	●-----→ 用地補償				●-----→ 工事									復興事業との計画調整が必要 平成27年度末までの完成を目指す。
<b>河川</b>																		
二級河川 3河川	県	護岸流出、河岸浸食	詳細設計を実施	堤防工事に着手	●-----→ 設計				●-----→ 用地				●-----→ 工事					復興事業との計画調整が必要
<b>下水道</b>																		
広野浄化センター	町	電気・機械設備が被災、仮設処理場にて対応、復旧工事着手	浄化センターの災害復旧工事完了															H24年度中に完了
下水管渠	町	液化化被災箇所について復旧工事着手	被災箇所44か所中41箇所の復旧完了 残り3か所の管渠の設計発注	残り3か所の管渠の河川協議及び設計完了	●-----→ 設計				●-----→ 工事				●.....→					県の河川災害復旧事業と並行して実施することから、県との計画調整が必要
下水管渠(河川横断)	町	水管橋流出、仮設水管橋にて対応	河川横断管渠の設計発注	河川横断管渠の河川協議及び設計完了	●-----→ 設計				●-----→ 工事				●.....→					県の河川災害復旧事業と並行して実施することから、県との計画調整が必要
<b>道路</b>																		
町道	町	11路線被災、8路線復旧工事済	11路線中8路線については24年度中に復旧済	残り3路線中、1路線について工事着手	●-----→ 工事													
町道 日の出橋 上部工	町	地盤沈下、橋梁整備工事一時中止							●.....→ 工事									橋梁上部工は町が整備する。 河川災害復旧工事と計画調整が必要
町道 日の出橋 下部工	県	地盤沈下、橋梁整備工事一時中止	橋梁詳細設計を実施	橋梁下部工工事発注	●-----→ 工事													護岸工。橋台・橋脚は県が整備する
<b>農地・農業用施設</b>																		
農地	町	地震災(クラック)・津波災(地盤沈下・土砂流入)	3地区中1地区の工事着手	既発注地区の工事完了 残り2地区の設計完了	●-----→ 工事				●-----→ 設計				●.....→ 工事					復興事業との計画調整が必要
農業用水利施設	町	津波災(地盤沈下)	3地区中1地区の工事着手	既発注地区の工事完了 残り2地区の設計完了	●-----→ 工事				●-----→ 設計				●.....→ 工事					復興事業との計画調整が必要
農道	町	津波被災地以外は、大きな被害無	3地区中1地区の工事着手	既発注地区の工事完了 残り2地区の設計完了	●-----→ 工事				●-----→ 設計				●.....→ 工事					復興事業との計画調整が必要
<b>防災緑地の整備</b>																		
防災緑地(浅見川～北追川間)	県	津波防災緑地 10.7ha		用地買収、工事着手	●-----→ 測量・調査・設計				●.....→ 用地買収、工事				●.....→					復興事業との計画調整が必要

→ 工程が見込めるもの      ●.....▶ 工程が現時点で見込みにくいもの

	整備主体	被災/稼働状況	H24年度に実施したこと(成果)	H25年度に実施すること(目標)	H25年度				H26年度				H27年度				H28年度以降	備考・ポイントなど
					4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
<b>住宅</b>																		
仮設住宅	町	新設 下浅見川応急仮設住宅	5月下旬より入居開始														H24年3月末に完成。	
仮設住宅	町	新設 下北迫応急仮設住宅	5月下旬より入居開始														H24年3月末に完成。	
町営住宅	町	津波により被災(全壊、流出)															津波で流出した浜田住宅は復旧予定なし	
災害公営住宅	町	新設 下浅見川地区(48戸)	造成工事に着手	住宅建築工事に着手	●	→	→	→									48戸整備(集合型38戸・戸建10戸)	
災害公営住宅	町	新設 地区検討中(26戸)							●	.....▶	.....▶	.....▶	.....▶	.....▶	.....▶	.....▶	整備戸数・建築箇所を検討中	
<b>文教施設</b>																		
広野幼稚園	町	復旧工事了、園舎内外の除染済み															平成24年度2学期(平成24年8月27日)から再開	
広野町保育所	町	復旧工事中、所舎内外の除染済み	災害復旧工事了														平成24年度2学期(平成24年8月27日)から再開	
広野小学校	町	復旧工事了、校舎内外の除染済み															平成24年度2学期(平成24年8月27日)から再開	
広野中学校	町	復旧工事了、外部除染済み	災害復旧工事了(実習棟新築復旧)														平成24年度2学期(平成24年8月27日)から再開	
共同調理場	町	復旧工事了、校舎内外の除染済み(広野小敷地内)															平成24年度2学期(平成24年8月27日)から再開	
広野町公民館	町	除染済み、敷地面復旧工事予定 平成24年3月より再開	災害復旧工事了 (平成24年12月から工事を開始し、平成25年3月で工事を完了した)															
<b>除染</b>																		
市町村計画	町	策定済み	一般住宅、集合住宅、文教施設、公共施設、工場、農地、生活圏森林の除染	生活圏道路の沿線20m範囲、家屋に隣接している空地・原野・雑草地、墓地の除染及び緑量が低減しない箇所を追加除染	●	.....▶	.....▶	.....▶	.....▶	.....▶	.....▶	.....▶	.....▶	.....▶	.....▶	.....▶	.....▶	
仮置場	町	町にて指定し、管理する	仮置場4基(V=49,000m <sup>3</sup> )の設置	可燃性廃棄物の仮々置場設置と仮置場の管理	●	.....▶	.....▶	.....▶	.....▶	.....▶	.....▶	.....▶	.....▶	.....▶	.....▶	.....▶	.....▶	
<b>がれき処理</b>																		
災害廃棄物処理(旧警戒区域外)	町(国代行)	災害廃棄物発生量:5万5千t(旧警戒区域外及び旧計画的避難区域外の地域)	・国代行業務内容について、町と調整を実施 ・町から国に正式な代行要請済み(平成25年1月23日)等	・仮設減容化施設用地の調査・測量 ・仮設減容化施設用地の造成					●	→	→	→	→	→	→	→	仮設処理施設用地の造成、施設の設置を進め、できるだけ早期の処理完了を目指す。	

※本工程表に記載の内容については軽微な修正を行う場合があります。